

短時間社員
給与規程

株式会社K2インターナショナルジャパン

施行：平成27年4月1日

変更：令和4年4月1日

第1章 総 則	1
第1条（目的）	1
第2条（適用範囲）	1
第3条（賃金の定義）	1
第4条（給与体系）	1
第5条（給与の支払方法）	1
第6条（給与の控除）	2
第7条（退職及び死亡時の支払）	2
第8条（非常時の支払）	2
第9条（休業者の取扱い）	2
第10条（欠勤・遅刻等の控除）	2
第2章 給与の決定	2
第11条（基本給）	2
第12条（職能手当）	2
第13条（資格手当）	3
第14条（通勤手当）	3
第15条（法定内残業手当）	4
第16条（法定外残業手当）	4
第17条（代替休暇）	4
第18条（深夜勤務手当）	4
第19条（休日勤務手当）	4
第20条（休業手当）	4
第3章 賞 与	4
第21条（賞与）	4
第4章 退 職 金	4
第22条（退職金）	4

第1章 総 則

第1条 (目的)

1. 本規程は、「短時間社員就業規則」第59条に基づき、短時間社員に対する賃金の決定、計算及び支払いの方法、締切及び支払いの時期、昇給並びに賞与に関する事項を定め、賃金制度の明確化と合理的な運営を図ることを目的とする。

第2条 (適用範囲)

1. 本規程は、「短時間社員就業規則」第3条に定める短時間社員について適用する。
2. 以下に掲げる短時間社員以外の者の賃金は、他の規定、雇用契約書又は就業条件明示書等により定めたものとする。

- ① 1週間の所定労働時間が33時間以上の者
- ② 定年後嘱託者
- ③ 65歳を超えて雇用された者
- ④ その他前各号に準ずる者で会社の指定する者

第3条 (賃金の定義)

1. 本規程で賃金とは、基準内賃金、基準外賃金、その他労働の対償として支払うものをいう。
2. 短時間社員の賃金は、次の点等を考慮して決定する。但し、他の規定により個別に決定する場合はこの限りではない。

- ① 職務の重要度・困難度・責任度
- ② 短時間社員の年齢・経験・能力
- ③ 短時間社員の勤務成績・勤務態度

第4条 (給与体系)

1. 賃金の区分は、次の通りとし、日給月給制又は時給制とする。

基準内賃金	基本給 (日給又は時給)	
	諸 手 当	資格手当
基準外賃金		諸 手 当
	通勤手当	
	住宅手当	
	時間外勤務手当	
	深夜勤務手当	
		休日勤務手当

第5条 (給与の支払方法)

1. 給与は毎月、前月11日から当月10日を計算期間として、毎月末日を支払日とする。
2. 給与は通貨で全額各短時間社員に支払う。但し、短時間社員の同意を得て、金融機関の本人名義の預金口座に振込むこともできる。
3. 給与の支払日が、会社が休日の場合または金融機関が休日の場合は、給与の支払を その

前日の営業日に繰り上げるものとする。

第6条（給与の控除）

1. 次に挙げるものは、給与支払いの際控除する。
 - ① 源泉所得税
 - ② 住民税
 - ③ 健康保険料（被保険者負担分）
 - ④ 介護保険料（被保険者負担分）
 - ⑤ 厚生年金保険料（被保険者負担分）
 - ⑥ 雇用保険料（被保険者負担分）
 - ⑦ その他従業員の過半数を代表する者との協定によるもの

第7条（退職及び死亡時の支払）

1. 短時間社員が退職または死亡した場合において、本人または遺族から賃金の支払請求があったときは、第5条の規定にかかわらず、7日以内に既往の労働に対する賃金を支払うものとする。
2. 短時間社員が死亡した場合、既往の労働に対する賃金の支払は、労働基準法施行規則第42条から第45条までの遺族補償を受けべき者に関する規定に準じてこれを行う。

第8条（非常時の支払）

1. 次に挙げる何れかに該当する場合は、規定の支払日以外でも、既往の労働に対する給与を支払う。
 - ① 短時間社員の出産、疾病及び災害の場合
 - ② 短時間社員の収入によって生計を維持する者が出産し、疾病にかかり、また災害を受けた場合
 - ③ 短時間社員が結婚し、またはその収入によって生計を維持する者が結婚し、もしくは死亡した場合
 - ④ 短時間社員またはその収入によって生計を維持する者がやむを得ない理由で1週間以上帰郷する場合
 - ⑤ 前各号の他、やむを得ない理由があると会社が認めた場合

第9条（休業者の取扱い）

1. 業務外の傷病もしくは自己の都合により、欠勤・休職した場合の休業している期間は無給とする。

第10条（欠勤・遅刻等の控除）

1. 欠勤、遅刻、早退および私用外出した場合、不就労の時間に対する賃金は支給しない。

第2章 給与の決定

第11条（基本給）

1. 基本給は、日給月給又は時給をもって定め、第3条第2項各号を考慮して各人ごとに決定する。

第12条（職能手当）

1. 職能手当は、本人の能力に応じ以下のとおり支給するものとする。

1 級	45,000円以上
-----	-----------

2級	40,000円以上45,000円未満
3級	35,000円以上40,000円未満
4級	30,000円以上35,000円未満
5級	25,000円以上30,000円未満
6級	20,000円以上25,000円未満
7級	15,000円以上20,000円未満
8級	10,000円以上15,000円未満
9級	5,000円以上10,000円未満
10級	0円以上5,000円未満

第13条（資格手当）

1. 資格手当は、会社が認める以下の資格を有する者に10,000円から30,000円の範囲内で、資格の有効度、難易度、資格と関連する本人の能力等を考慮して個人ごとに決定する。

- ① 調理師
- ② 栄養士
- ③ 看護師
- ④ 保育士
- ⑤ 社会福祉士
- ⑥ 精神保健福祉士
- ⑦ キャリアカウンセラー
- ⑧ キャリアコンサルタント
- ⑨ 臨床心理士
- ⑩ その他会社が認める資格

第14条（通勤手当）

1. 電車又はバスを利用しての通勤の場合の通勤手当は、会社が必要と認めた経路及び方法につき通勤に要する実費を支給する。但し、月額金額の上限額は次の通りとする。

週所定労働日数が5日勤務の者	15,000円
週所定労働日数が4日勤務の者	12,000円
週所定労働日数が3日勤務の者	9,000円
週所定労働日数が2日勤務の者	6,000円
週所定労働日数が1日勤務の者	3,000円

2. 途中入社・退社、休業、欠勤等により賃金計算期間中の出勤が10日未満の短時間社員に対する通勤手当は、日割り計算とする場合がある。

3. 会社が自転車等特別な通勤を必要と認めた場合、その状況を勘案して通勤手当を支給する場合がある。

第15条（法定内残業手当）

1. 所属長の指示により、就業時間外に勤務した場合で法定時間内の場合は、法定時間内残業手当を支給する。この場合、賃金の割増は行わないものとする。

第16条（法定外残業手当）

1. 所属長の指示により、就業時間外に勤務した場合で法定時間外の場合は、法定時間外残業手当を支給する。この場合、労働基準法37条の基づき割増し賃金を支払うものとする。

第17条（代替休暇）

1. 短時間社員は、1か月60時間を超える法定時間外残業をした場合、1か月60時間を超える法定時間外残業時間に限り、従業員の過半数を代表する者との労使協定がある場合には、前条第1項第4号の規定によらないで、代替休暇を付与するものとする。
2. 前項の労使協定は次の事項を協定するものとする。
 - ① 代替休暇の時間数の具体的な算定方法
 - ② 代替休暇の単位
 - ③ 代替休暇を付与することができる期間
 - ④ 代替休暇の取得日の決定方法、割増賃金の支払日

第18条（深夜勤務手当）

1. 所属長の指示により、午後10時から翌日午前5時まで勤務した場合（以下「深夜時間」という）は、労働基準法37条に基づき深夜勤務手当を支給する。

第19条（休日勤務手当）

1. 所属長の指示により、法定休日に出勤した場合は、労働基準法37条に基づき休日勤務手当を支給する。但し、「短時間社員就業規則」第42条により振替休日を付与された者については休日勤務手当は支給しない。

第20条（休業手当）

1. 会社の責めに帰すべき事由により短時間社員を休業させた場合は、民法第536条第2項の適用を排除し、労働基準法第26条の定める平均賃金の100分の60の休業手当のみを支払うものとする。

第3章 賞 与

第21条（賞与）

1. 短時間社員の賞与は支給しない。

第4章 退 職 金

第22条（退職金）

1. 短時間社員の退職金は支給しない。

施行 平成27年4月1日

変更 平成28年4月1日

変更 令和4年4月1日